

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

○オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む

連携と情報交換を行い塗装プロセスにおける技術革新に取り組み、更なるサービスの向上を図ると共に業界全体へ技術交流を行う。

剥離、ハンガー、外視検査装置、分流装置、定量装置、塗料供給装置、工程改善につながる器具装置開発、微粒化定量供給装置のIoT化へ目指します。

○人材育成

社員が光り輝きモチベーションアップに繋がる職場作りや、社員による自発的な組織運営や、自社内システムの開発やDX推進に注力します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

○シニアや障害を有する方々が働きやすい職場環境調整を行い多様な働き方を実現する。

その方に合った作業の切り出しを行い適材適所に配属し、勤務時間を調整することで実現させます。また、健康増進施策として、健康診断の他に体力測定会、健康相談会を実施します。これにより理学療法士による作業改善アドバイスが得られ、作業環境や業務効率の改善を実現します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○従業員が「経営理念、環境理念」に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時に行う理念の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底します。

○取引先には不当・不合理な依頼はせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2024年3月11日

株式会社トップ工業

代表取締役 高橋 正

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。